

議案第82号

つくば市戸籍法，住民基本台帳法等関係手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

上記の議案について次のとおり提出する。

平成25年9月10日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市戸籍法，住民基本台帳法等関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市戸籍法，住民基本台帳法等関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「第30条の18第1項」を「第30条の17第1項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。